

別添1

講習事業・防災教育事業における
新型コロナウイルス感染症の
感染対策ガイドライン

日本赤十字社 救護・福祉部

令和5年5月26日

はじめに

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、1926年（大正15年）の衛生講習会の開催以来、全国各地で人のいのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習事業や防災教育事業を行っています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行下においても、当該事業が滞りなく円滑に行えるよう、「講習及び防災セミナーの実施環境、内容、対象機関の要件見直し」など、さまざまな感染対策を講じた結果、皆様のご協力もあって、講習や防災教育事業を起因としたクラスターは、ほぼ発生いたしませんでした。

今後も皆様に「一般普及講習」や「防災教育事業」を安心してご受講いただけるよう、「講習事業・防災教育事業における新型コロナウイルス感染症の感染対策ガイドライン」を策定いたしました。

1. 本ガイドラインの適用対象について

本ガイドラインは、一般市民の皆様が参加する全ての講習種別（一般普及講習、指導員養成講習等）及び防災教育事業を適用対象といたします。

2. 実施可否の判断について

講習事業・防災教育事業（以下「講習・防災セミナー」という。）の実施可否については、新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」という。）の感染リスクを総合的に勘案して、各都道府県支部において個別に判断いたします。

3. 感染管理について

（1）感染管理の重要性

同感染症は、ウイルスの特性上、感染リスクをゼロにすることはできませんが、適切な感染管理を行うことにより感染リスクを大幅に減らすことができます。

（2）感染管理の5つの柱について

同感染症には、感染源対策と感染経路対策が重要であり、以下の●5つをその柱といたします。

[感染源対策]

- 指導員・指導者を含む講習・防災セミナー担当スタッフ（以下「スタッフ」という。）の健康管理
- 受講者の健康管理（事前連絡及び同意事項による健康管理）

[感染経路対策]

- 接触感染対策
- 飛沫感染対策
- エアロゾル対策

(3) チェックリスト等の管理について

「講習・防災セミナー実施チェックリスト」等については、記録として1か月以上保存します。

4. 基本的な感染対策について

基本的な感染対策は、以下のとおりです。

項目	基本的な感染対策
スタッフの感染予防と体調管理	・スタッフは、出勤前に検温と体調チェックを行い、発熱または体調不良の場合は、本社または支部の基準に則り対応する。
受講者の感染予防と体調管理	・以下に該当する場合は、受講できません。 ▶現在、発熱や体調不良等がみられる。 ▶過去10日間において、同感染症の症状がある。 ▶過去5日間において、同居する家族等に同感染症の疑いのある人がいる。 ・受講者は、受講当日に検温と体調チェックを行い、発熱または体調不良の場合は、参加を中止としてください。
手指消毒	・受講者及びスタッフには、石けんと流水による手洗いまたはアルコール消毒液による手指消毒を行うように努める。 ・スタッフは、受講者等が必要に応じて手洗いや手指消毒ができるよう、会場入口、会場内に手洗いや手指消毒設備を設置する。
使用資機材等の消毒	・受講者及びスタッフが頻りに手を触れる箇所や資機材等は、定期的に消毒剤を使って清拭消毒する。 ・環境や備品の清拭消毒は最低でも講習や防災セミナー開催時は1日1回を原則とする。 ・人工呼吸の実技実施の際は、訓練用人形を1講習ごとに消毒剤にて清拭消毒する。

	<ul style="list-style-type: none"> 環境や備品の清拭消毒には、アルコール消毒液か塩素系漂白剤を薄めたものを使用する。
換気	<ul style="list-style-type: none"> 屋内では、換気機能付きの空調機の利用や窓・ドアを開けることにより、常時またはこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)が行われるように努める。
接触実技やグループワークの周知	<ul style="list-style-type: none"> 受講者には、予め「接触を伴う実技を受講者同士でペアとなつて行う場合」や「受講者同士でのグループワーク」がある旨を周知する。
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> スタッフは、当面の間、講習指導時等にマスクを着用する。 受講者について、マスクの着用は個人の判断に委ねる。 <p>ただし、以下の場合など必要に応じて受講者にマスクの着用をお願いすることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ペアを組んで接触を伴う実技を行う場合（ただし、水上安全法を除く） ② グループワークを行う場合 ③ 感染の拡大、または受講者の年齢層などから、支部の判断でマスク着用が望ましいと判断した場合 ④ 感染が大きく拡大し、政府が一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策が求められた場合
感染対策の遵守状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 指導員・指導者は、講習または防災セミナーの開始前・開始後に「講習・防災セミナー実施チェックリスト」を記入し、感染対策の遵守状況を確認する。

5. 講習等実施中に同感染症を疑う症状の参加者が発生した場合

参加者（受講者・スタッフ等）で、発熱、咳など同感染症が疑われる症状が出た場合には、講習の参加を中止いただきます。

6. その他

(1) 各都道府県支部における独自の感染対策について

各都道府県支部において、各地域の感染状況等を勘案した独自の感染対策（本ガイドラインに記載なし）により、講習または防災セミナーを開催する場合があります。

(2) ガイドラインの更新について

本ガイドラインは、同感染症の流行を踏まえ、感染対策の基本事項をまとめたものですが、今後の同感染症に関する新たな知見や感染の拡大状況などによって、更新する場合があります。

おわりに

日本赤十字社が実施する各種講習へご参加される皆様におかれましては、安心かつ安全な講習実施に向け、お一人おひとりが本ガイドラインを遵守されますよう、ご理解ならびにご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

令和4年（2022年）11月1日制定

令和5年（2023年）4月1日改訂

令和5年（2023年）5月26日改訂